



Quantum Solutions

2022年4月18日

各 位

会 社 名 クオントムソリューションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 邵 賛
(コード番号 2338 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
T E L 03-6910-0571 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第12条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第12条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できる旨を定めるものであります。
- (3) 現行定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除にかかる、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第12条</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、</u></p> <p><u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(削除)</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第12条</u></p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当会社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p> <p>1. 当会社は、取締役会の決議をもって、第17回定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</p> <p><u>第2条(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第12条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第12条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	

3. 日程

本定款変更については、2022年5月26日開催予定の第23回定時株主総会における決議を経て効力が発生いたします。

以上